○厚生労働省令第八十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十日

厚生労働大臣　後藤　茂之

児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第七条の二十七　法第十九条の五第一項の規定に基づき医療費支給認定の変更を申請しようとする医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。	**第七条の二十七**　法第十九条の五第一項の規定に基づき医療費支給認定の変更を申請しようとする医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
②　（略）	②　（略）
③　第一項の規定により申請書を提出した医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、法第十九条の五第三項の規定に基づき都道府県から医療受給者証の提出を求められたときは、これを都道府県に提出しなければならない。	（新設）

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給認定の変更の申請）	（支給認定の変更の申請）
第三十三条　法第十条第一項の規定により支給認定の変更を申請しようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。	**第三十三条**　法第十条第一項の規定により支給認定の変更を申請しようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項の規定により申請書を提出した支給認定患者等は、法第十条第三項の規定に基づき都道府県から医療受給者証の提出を求められたときは、これを都道府県に提出しなければならない。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百三条の二第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十日

経済産業大臣　萩生田光一

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

様式第八十三の十一の次に次の四様式を加える。